

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月11日

【会社名】 株式会社横浜フィナンシャルグループ  
(旧会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ)  
(注) 2025年6月20日開催の第9期定時株主総会の決議により、2025年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【英訳名】 Yokohama Financial Group, Inc.  
(旧英訳名 Concordia Financial Group, Ltd.)  
(注) 2025年6月20日開催の第9期定時株主総会の決議により、2025年10月1日から英訳名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 片岡達也

【最高財務責任者の役職氏名】 -

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長片岡達也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、当社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社7社及び持分法適用会社3社については、財務報告に対する金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループは銀行業務を中心とする金融グループであり、事業拠点の重要性を判断する指標として、収益性や資産運用規模を示す経常収益と総資産が適切であると判断いたしました。

全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、当社と、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益、総資産（いずれも連結会社間取引調整後）のいずれかが連結経常収益、連結総資産のおおむね3分の2を超えている事業拠点に、質的に重要と認められる銀行業の事業拠点を加えた4事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として銀行業の主要な業務にかかる預金、貸出金、有価証券及び3勘定に直接的に関連する損益項目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（銀行業における貸倒引当金プロセス等）やリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス（保証会社の保証業務、リース会社のリース業務及び金融会社の融資業務等）を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。